

企業ねんきん

基金だより

No.17

2024.9

CONTENTS

- 2 令和5年度基金決算のお知らせ
- 3 財政検証について
- 4 当基金の資産運用結果のお知らせ
- 5 iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金拠出限度額が変更になる
- 6 当基金の業務概況／当基金の現況

「栃木県・紅葉する中禅寺湖の千手ヶ浜と男体山」

西日本電気工事企業年金基金

令和5年度 基金決算のお知らせ

7月29日に開催されました第18回代議員会において、当基金の令和5年度の決算および財政検証結果が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

なお、年金経理、業務経理ともに公認会計士によるAUP（合意された手続業務の確認・報告）を実施し、監事監査にて業務の適正な処理と財務会計規程・法令に準拠していることが認められています。

年金経理

年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

■貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位万円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 純資産			
固定資産	305,262	流動負債	0
(信託資産)	(269,142)	支払備金	3,106
(保険資産)	(36,120)	(未払給付費)	(3,106)
流動資産	3,475	(未払移換金)	(0)
(未収掛金)	(3,475)		
計	308,737	計	3,106
2. 負債			
		責任準備金	295,745
		計	295,745
3. 基本金			
繰越不足金	0	別途積立金	9,886
当年度不足金	0	当年度剰余金	0
計	0	計	9,886
総合計	308,737	総合計	308,737

■損益計算書

自令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位万円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 経常収支			
給付費	16,090	掛金等収入	20,842
移換金	127	運用収益	30,104
運用報酬等	1,192		
業務委託費等	1,891		
運用損失	0		
計	19,300	計	50,946
2. 特別収支			
特別支出	2	特別収入	1
計	2	計	1
3. 負債の変動			
責任準備金増加額	31,645		
繰越不足金処理金	0		
計	31,645		
4. 基本金			
当年度剰余金	0	当年度不足金	0
計	0	計	0
総合計	50,947	総合計	50,947

業務経理・業務会計

基金の事業運営に必要な経費を処理する会計です。

■貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位万円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
固定資産	42	流動負債	451
流動資産	6,139	基本金	5,730
当年度不足金	0		
計	6,181	計	6,181

■損益計算書

自令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位万円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	2,675	掛金収入	3,256
代議員会費	38		
業務委託費等	66		
雑支出	45		
当年度剰余金	432		
計	3,256	計	3,256

財政検証について

基金では毎年度の決算結果に基づいて、年金資産（純資産）の積立状況を「継続基準」と「非継続基準」の2つの基準に照らして検証することが法令で義務付けられています。

1

継続基準

将来のために保有しておくべき年金資産が、計画どおり積み立てられているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.03 > 1.0 \text{ (基準値)}$$

純資産額
305,631万円

責任準備金
295,744万円

●再計算の要否判定比率

$$\frac{\text{純資産額} + \text{許容繰越不足金}}{\text{責任準備金}} = 1.18 > 1.0 \text{ (基準値)}$$

許容繰越不足金
44,361万円

純資産額
305,631万円

責任準備金
295,744万円

2

非継続基準

現時点で基金が解散したと仮定した場合、加入者や年金受給者等の方にこれまでの加入期間に応じた給付に見合う資産を保有しているかを検証します。

●積立比率

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}} = 1.20 > 1.0 \text{ (基準値)}$$

純資産額
305,631万円

最低積立基準額
253,252万円

※ 責任準備金 …… 将来の年金給付に備えて現時点で保有しておくべき必要額に将来のリスクに備えて積立てられた額を加えた額。

※ 最低積立基準額 … 現時点で基金が解散したと仮定した場合に、受給(権)者の加入期間に見合った給付をまかなうために必要な年金資産。

検証結果

継続基準・非継続基準ともに基準値を満たしていますので、掛金率の見なおしは必要ありません。

健全な運営とガバナンスの向上のため外部の専門家によるチェックを受けています

当基金では、年金経理の決算や年金財政の健全性の確認、業務経理の決算や掛金・給付業務などの事務処理などについて、外部の専門家である指定年金数理人や公認会計士によるチェック・助言を受けています。

指定年金数理人制度について

受給権の保全および年金財政の健全性を確保するために年金数理業務を行う厚生労働大臣の認可を受けた専門家を「年金数理人」といいます。年金数理人は高い倫理観と厳しい規範遵守精神を堅持する年金制度の専門家です。

確定給付企業年金では、継続的な財政診断および年金制度の運営全般に適切なアドバイスを受ける指定年金数理人を定めています。

指定年金数理人は企業年金の毎年度の決算や財政検証・財政再計算等、年金財政に関する関係書類が適正な年金数理に基づき作成されていることを確認しています。

公認会計士による AUP（合意された手続）の実施について

AUP とは公認会計士が行う業務の一つで、公認会計士と依頼者（基金）の間で確認する具体的な事項及びその方法について合意し、その調査結果について報告を受けるものです。

当基金では「業務経理」「掛金」「給付」「残高確認」などの事項について公認会計士による実地調査を実施しています。これにより会計の透明性の向上、誤りの発見や不正の防止、内部統制の改善といった効果が期待でき、事業主や加入者の安心感の醸成に繋がります。

令和5年度においては、2名の公認会計士により5日間の調査が実施され、すべてのチェック項目において適正な事務処理が認められました。

当基金の資産運用結果のお知らせ

令和 5 年度の資産運用は、国内株式・外国株式ともに堅調に推移し大幅に上昇しました。米国や欧州の株式は 10 月にかけては主要中銀の金融引締め長期化観測の高まりなどが重しとなりましたが、その後利下げ観測の高まりや米国経済の堅調な推移等を背景にハイテック株を中心に上昇しました。為替は主要国との金利差拡大等を背景に主要通貨に対して円安が進行しました。

令和 5 年度は好調な資産運用結果により、当基金の財政決算は約 2 億 3,500 万円の積立剰余が発生し、別途積立金約 9,900 万円との合計約 3 億 3,400 万円が、積立剰余相当額となりました。

積立剰余の増加は運用環境の悪化リスクに備えた積立金の充足となり、財政基盤が強化され、健全で安定的な基金運営に繋がります。

〔 令和 5 年度に発生した積立剰余分 (約 2 億 3,500 万円) につきましては、現在の財政運営基準では、責任準備金に含まれていないので、損益計算書・貸借対照表には表記されていません。 〕

令和 5 年度 委託先運用結果

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

委託先	期末資産額	シェア	総合収益	修正総合利回り
りそな銀行	24 億 2,727 万円	79.5%	2 億 9,398 万円	13.78%
三井住友信託銀行	2 億 6,415 万円	8.6%	▲ 423 万円	▲ 1.57%
第一生命	3 億 6,299 万円	11.9%	1,128 万円	3.20%
合計	30 億 5,441 万円	100%	3 億 103 万円	10.93%

※総合収益………実際に得られた収益に時価を反映した収益。

※修正総合利回り…運用結果として得られた収益率に時価の変動分を加味した利回り。

令和 5 年度末 資産構成割合 各投資先に資産を配分して、リスク分散を考慮しながら運用しています。

(令和 6 年 3 月 31 日)

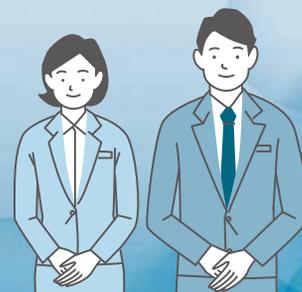
国内債券 (7 億 4,106 万円) 24.3%	国内株式 (3 億 7,513 万円) 12.3%	外国債券 (1 億 9,514 万円) 6.4%	外国株式 (3 億 7,383 万円) 12.2%	オルタナティブ (5 億 226 万円) 16.4%	その他資産 (8 億 234 万円) 26.3%	短期資産 (6,465 万円) 2.1%
---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	----------------------------

運用の基本方針 (概要)

運用目的	西日本電気工事企業年金基金 (以下「当基金」という。)は、当基金の企業年金規約に規定した年金たる給付および一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、必要とされる総合収益を中期的な下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを運用目的とする。
運用目標	年金財政上の予定利率、運用資産ごとに市場における収益率 (以下「ベンチマーク」という。)、および運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率 (以下「複合ベンチマーク」という。) を長期的に上回ることを運用目標とする。
資産構成	基本となる投資対象資産の期待リターン、リスク、相関係数を考慮したうえで、基準となる政策的資産構成割合 (以下「政策アセットミックス」という。) を (別紙 1) の通り定める。 この政策アセットミックスは、当基金の企業年金制度の成熟度および財政状況等を勘案し、中長期的な分散投資の観点から安全かつ効率的なものとなるように策定する。策定に当たっては、内外の経済動向を考慮しなければならない。 オルタナティブ投資 (株式や債券等の伝統的な資産以外への投資、またはデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資) を行う場合は、別途定める「オルタナティブ投資に係る規程」に基づくものとする。

(別紙 1) 政策的資産構成割合 (政策アセットミックス)

資産分類	政策資産構成割合 (%)	乖離許容幅 (%)
国内債券	24	15～33
国内株式	10	1～19
外国債券	7	0～16
外国株式	10	1～19
オルタナティブ	18	9～27
その他資産 (マルチプロダクト)	28	23～33
短期資産	3	0～20
合計	100%	—



iDeCo の掛金拠出限度額 が変更

(個人型確定拠出年金)

現在、iDeCo に加入されている方や今後加入を検討されている方はご注意ください

2024年12月から iDeCo (個人型確定拠出年金) の掛金限度額の算定方法が変わります。確定給付企業年金 (DB) 加入者の iDeCo の掛金拠出限度額が 12,000 円から 20,000 円に引き上げられます。

企業年金は当基金のみ加入されている場合は、掛金拠出限度額が 20,000 円になりますが、お勤めの事業所が、企業型 DC (確定拠出年金) や当基金以外の DB (確定給付企業年金) にも加入している場合は、企業型 DC の事業主掛金額と DB の他制度掛金相当額とを合算して 55,000 円を超えることはできません。

※当基金の他制度掛金相当額は、加入者一律 6,000 円です。

iDeCo の掛金拠出限度額は以下の算式で算出します。

	2024年12月から
iDeCo の 掛金拠出限度額	月額 55,000 円 - DB 等の他制度掛金相当額 - 企業型 DC の事業主掛金 (上限: 20,000 円)

留意事項

iDeCo の実施主体である国民年金基金連合会 (以下国基連) が掛金拠出限度額の管理を行うためには、企業年金 (企業型 DC、DB 等の他制度) の加入状況などを国基連が確認できることが必要となります。

このため、各企業年金は受託金融機関を通じて加入者の情報 (基礎年金番号を含む) を企業年金プラットフォーム (企業年金連合会が管理) に提供し、国基連はこの企業年金プラットフォームを活用し iDeCo の加入者情報を取得し掛金拠出限度額を管理します。

転職などにより加入している企業年金の脱退や変更があったときは、国基連へ届出が必要となりますので、速やかに iDeCo を加入している金融機関へ連絡してください。

企業年金 (企業型 DC、DB 等の他制度) の加入情報と国基連の情報が相違しているときは、国基連からご本人に相違に関する通知が届きます。この通知を放置しますと iDeCo の掛金納付が止まる可能性がありますので注意が必要です。





ホームページをご活用ください

当基金のホームページで「年金制度のしくみ」「給付のしくみ」「年金・一時金の手続き」「基金事務のページ」「当基金について」などの情報をご覧いただけます。

アドレス <http://www.nishinihon-denrikouji-kigyounenkinkikin.jp/>

西日本電気工事企業年金基金 検索



二次元バーコードを読み込むことで西日本電気工事企業年金基金のホームページへアクセスできます。

令和5年度 当基金の業務概況

① 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

老齢給付金

◆ 受給資格 ◆

加入者期間 10 年以上かつ 60 歳以上の資格喪失者

◆ 標準的な給付設計 ◆

	年齢(歳)	勤続期間(年)	金額(千円)
年金	60	38	169
一時金	60	38	2,921

※年金：支給期間 20 年の場合の 1 年間年金額

脱退一時金

◆ 受給資格 ◆

加入者期間 3 年以上で資格喪失

◆ 標準的な給付設計 ◆

	年齢(歳)	勤続期間(年)	金額(千円)
一時金	32	10	616

遺族給付金

◆ 受給資格 ◆

年金	なし
一時金	加入者期間 3 年以上で死亡、または、老齢給付金受給者の死亡。

◆ 標準的な給付設計 ◆

年金	なし
一時金	脱退一時金に準じた額

② 事業所数・加入者数及び給付の種類ごとの受給権者数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

◆ 事業所数 ◆	198	社
◆ 加入者数 ◆	2,888	人
◆ 受給権者数 ◆	受給者	636 人
	繰下げ申出者	318 人
	合計	954 人

③ 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

老齢給付金(年金)	636 件	56,100,921 千円
老齢給付金(一時金)	32 件	42,079,900 千円
脱退一時金	111 件	49,647,600 千円
遺族給付金	17 件	7,080,400 千円
合計	796 件	154,908,821 千円

④ 掛金の納付決定額の概況

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

◆ 掛金納付額 ◆	標準掛金	208,390,912 円
	特別掛金	0 円
	リスク対応掛金	0 円
	特例掛金	0 円
	事務費掛金	32,561,080 円
	合計	240,951,992 円

◆ 納付時期 ◆

標準掛金・事務費掛金を毎月翌月末までに納付をしています。

標準掛金：	毎月末日現在における加入者標準給与月額合計額×1.6%
特別掛金：	設定しておりません。
リスク対応掛金：	設定しておりません。
特例掛金：	設定しておりません。
事務費掛金：	毎月末日現在における加入者標準給与月額合計額×0.25%

●掛金は全額事業主負担です

● 当基金の現況 ●

(令和 6 年 7 月 31 日現在)

設立事業所数

200 社

加入者数

男子 2,316 人

女子 596 人

合計 2,912 人

年金受給者数等

・年金 636 人

・一時金 55 人

(令和 6 年 4 月～)

年金資産額(時価)

時価 3,079 百万円